

診療所開設届出事項中一部変更届出書（医師開設）の記載要領

事 案	厚生労働省令で定める開設届出事項を変更した場合		
根拠法令	医療法施行令第4条第3項、第4条の2第2項		
提出期限	変更後10日以内（変更日から起算）	様 式	10
提出窓口	吹田市保健所		
添付書類	- 敷地面積の変更の場合：新旧敷地平面図 - 建物の構造概要の変更の場合：新旧の建物配置図、新旧の建物平面図 - 歯科技工室の変更の場合：新旧の建物平面図 - 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数：新旧の建物平面図 - 新たに医師・歯科医師が従事する場合 - 当該医師・歯科医師の医師・歯科医師免許証（原本持参） - 当該医師・歯科医師の臨床研修修了登録証の写（※）、又は臨床研修修了登録証の写（※）及び再教育研修修了登録証の写（原本持参） - 当該医師・歯科医師の履歴書 - 婚姻等により氏名を変更した場合：医師・歯科医師免許証の写（原本持参） - 麻酔科を標榜する場合：標榜許可証の写（原本持参） - 開設者が他の病院又は診療所に勤務する場合：勤務先管理者（院長）の同意書 ※臨床研修修了登録証の写は、平成16年4月1日以後に医師免許を受けた者又は平成18年4月1日以後に歯科医師免許を受けた者について添付が必要		
提出部数	1 部		
手数料	なし		

様式の記入要領

「開設者」	- 開設者である医師・歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 - 開設者である医師・歯科医師個人の氏名を記載する。 - 電話番号は、開設者の自宅の電話番号を記載する。
1. 診療所の名称	診療所開設届出書の名称（変更があった場合は届け出た名称）を記載する。
2. 開設の場所	診療所開設届出書の開設場所（変更があった場合は届け出た開設場所）、電話番号を記載する。
3. 診療科目	医療法第6条の6、施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。（参考）「広告可能な診療科名の改正について」（H20.3.31 医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知）
4. 変更事項	該当する変更事項欄の□に ✓ を記載する。
5. 変更理由	変更理由を詳細に記載する。
6. 変更年月日	変更した日を記載する。
①開設者の住所・氏名	- 開設者である医師・歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 - 氏名は、開設者医師個人の氏名を記載する。 - 電話番号は、開設者の自宅の電話番号を記載する。 ※開設者の変更については、廃止・開設手続きが必要。
②管理者の住所・氏名（管理者の変更を除く）	- 管理者である医師・歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 - 電話番号は、管理者の自宅の電話番号を記載する。 ※管理者の変更については、管理者変更の手続きが必要。

診療所開設届出事項中一部変更届出書（医師開設）の記載要領

様式の記入要領	
③診療所の名称	- 医療法に違反する名称でないこと。 - 原則として、開設者の姓を冠し、次の範囲内の名称であること。 (a)診療所、(b)クリニック、(c)医院、(d)診療科目 - 原則として、地名を使用しないこと。 - その他、医療広告ガイドラインに抵触し、又は、患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は認められません。
④開設の場所	- 住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 - 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 - ビル内での開設の場合は、なるべくビルの名称と階数を記載する。 「〇×ビル〇階」 ※移転（同一敷地内の移転を除く）、承継による住所の変更は、廃止・開設手続きが必要。
⑤診療科目	- 法第6条の6、施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。 (参考)「広告可能な診療科名の改正について」 (H20.3.31 医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知) - 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写を添付する。
⑥開設者が他に開設、管理又は勤務する病院、診療所	開設者が他に開設、管理又は勤務することは、原則、認められないので、保健所との事前協議が必要です。 - 当該診療所以外に、他に病院、診療所を開設している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。(通常、開設者と管理者は同じであることから、この場合、別途2か所管理の許可が必要となる。) - 当該診療所以外に、他に病院、診療所を管理している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。 (通常、開設者と管理者は同じであることから、この場合、別途2か所管理の許可が必要となる。) - 当該診療所以外に、他に病院、診療所に勤務している場合、その診療所の開設場所、名称を記載する。 (管理者は当該診療所の管理に専念することが望ましいが、地域医療の確保の観点からやむを得ず他の病院等に勤務する必要がある場合は、勤務先管理者（院長）の同意書を添付する。)
⑦同時に2以上の病院又は診療所を開設する場合その旨	開設者が同時に2以上の病院又は診療所を開設することは、原則、認められないので、保健所との事前協議が必要です。
⑧従業者の定員	- 定員とは、開設者が定めた必要人員数（従事者数）のことである。 - 診療所においては、従事者数の法定基準（療養病床にかかるものを除く）はありませんが、医療を提供するのに必要な適切な人員を確保するものとする。
⑨敷地面積及び平面図	- 診療所にかかる敷地面積を記載する。(小数点第2位まで) - 敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地である。

診療所開設届出事項中一部変更届出書（医師開設）の記載要領

様式の記入要領	
⑩建物の構造概要及び平面図	■ 該当する変更事項欄の□に ☒ を記載する。
⑩－① 新・増築 (病室含む)	■ 建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。 ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。 (小数点第2位まで) ■ 診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。 (小数点第2位まで) ■ 構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。 ■ 室名は、新・増築部分に設置する施設の室名を記載する。 ■ 床面積は、新・増築部分に設置する施設の床面積（壁心）を記載する。
⑩－② 建物の除却	■ 建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。 ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。 (小数点第2位まで) ■ 診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。 (小数点第2位まで) ■ 変更面積は、新旧の差し引きした面積を記載する。 ■ 構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。
⑩－③ 各室の用途変更、 改造（病室含む）	■ 各室に新旧の室名を記載する。 ■ 改造により施設の区画が分割・統合する場合は、区画ごとに床面積の小計を記載する。
⑪歯科技工室の構造 設備の概要	■ 歯科診療所で、歯科技工室を設置する場合は、その概要を記載し、また、有無を○で囲む。
⑫病床数及び病床の 種別ごとの病床数 並びに各病室の病 床数	■ 変更前、変更後の一般病床及び療養病床を記載する。 〔室名〕 ■ それぞれの病室名を記載する。また平面図と同一の室名を記載し、様式と一致させる。 〔病床数〕 ■ 病室ごとに、病床数を記載すること。 ■ 療養病床は、1室あたり4床以下とすること。 ※ 附則第4条に経過措置あり。（平成13年1月31日厚労令第8号） 〔床面積〕 ■ 病室ごとに、建築基準法による床面積（壁芯）を記載する。 〔有効内法床面積〕 ■ 内法による測定で、患者1人を入院させるものにあつては、6.3㎡以上、患者2人以上を入院させるものにあつては患者1人につき、4.3㎡以上とすること。（療養病床にあつては、患者1人につき6.4㎡以上とすること。） ※ 療養病床については、附則第7条に経過措置あり。（平成13年1月31日厚労令第8号） ■ 算定にあたっては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外する。 〔1人あたりの有効床面積〕 ■ 患者1人あたりの有効床面積（内法）を記載する。

診療所開設届出事項中一部変更届出書（医師開設）の記載要領

添付書類の記載要領	
⑫病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数	[採光面積] ■ 建築基準法によって、病室の床面積の7分の1以上が必要。 [外気開放面積] ■ 建築基準法によって、病室の床面積の20分の1以上が必要。 ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合はこの限りではない。 [差引き病床数] ■ 部屋ごとに病床の差引き数を記載する。
⑬診療所に従事する医師・歯科医師の氏名、担当診療科目、診療日、診療時間	■ 管理者を含む、当該診療所に従事する医師・歯科医師の氏名、及びそれぞれの診療科目、診療日、診療時間を記載する。 ■ 診療日は該当する欄に○を記載する。 ■ 診療時間は、午前・午後に分けそれぞれ記載する。
⑭診療所の診療日・診療時間	■ 該当する診療日に○を記載し、当該診療日の診療時間を記載する。 また休診日を記載する。
⑮薬剤師が勤務するときは、その氏名	■ 薬剤師が勤務する場合は、その氏名を記載する。 ■ 常勤（常勤換算後）3人以上医師（歯科医師を除く）が勤務する場合は、専属の薬剤師を配置する必要がある。ただし、知事の許可を受けた場合はこの限りではない。（法第18条）

添付書類の記載要領	
敷地平面図	■ 敷地面積が分かるよう、敷地平面図の中に記載する。
建物平面図	■ 診療所部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。 ■ 寸法、面積及び各室名を記載する。 ■ 洗面台等の固定物は実線で記載する。非固定物は点線で記載する。 カーテンレール・ベッドは1床あたりの面積やプライバシーの確保状況を確認する参考として点線で記載する。（ただし、カーテンレール・ベッドの配置を変える場合でも、一部変更許可申請は求めない。） ■ 診療所面積を記載する。 ■ 診療所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 ■ 床面積は、建築基準法による床面積を記載する。